

静岡市職員退職手当支給条例及び静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例及び静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例及び静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次条第2項並びに第7条第1項」を「以下この項、次条第2項並びに第7条第1項第4号」に改める。

第11条の2第6項第4号中「除く」の次に「。第8項第2号において同じ」を加え、同条第8項第2号中「(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第13項第3号中「除く。)」を「除く。)」に改める。

第13条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第17条の2第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第17条の2第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を

受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これらの規定による」を「第7項又は第8項の規定により」に改める。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)の一部を次のように改正する。

第19条第5項第2号中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中静岡市職員退職手当支給条例第5条第2項、第11条の2及び第13条第5項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員(退職した静岡市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員(第3条第1項の規定による職員の遺族及び同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の静岡市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第17条の2第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における静岡市職員退職手当支給条例第13条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「職員となった日の属する月から起算し、退職の日の属する月をもって終わる」とあるのは「職員となった日の属する月(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月)から起算し、退職の日の属する月をもって終わる(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零月とする。)」とする。

- 3 新条例第17条の2第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の静岡市職員退職手当支給条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第17条の2第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第17条の2第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第17条の2第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第17条の2第15項において読み替えて準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第17条の2第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第17条の2第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第5項の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する退職手当の支給については、なお従前の例による。